公益社団法人 東大和市医師会 定 款

昭和51年10月21日 法人成立

平成24年 4月 1日 公益法人移行

平成25年 3月22日 最終改定

公益社団法人 東大和市医師会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、公益社団法人東大和市医師会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都東大和市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、医師の社会的使命を認識し、医道を昂揚し、医学医療の発展普及と公 衆衛生の向上を図るとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 地域住民の健康増進を促進する事業
 - (2) 公衆衛生・環境衛生及び学校保健に関する事業
 - (3) 一般医療及び社会保障医療に関する調査研究
 - (4) 医学の振興及び医学教育に関する調査研究
 - (5) 医業経営の改善・合理化に関する調査研究
 - (6) 会員の相互扶助及び福祉増進に関する事業
 - (7) その他本会の目的達成上必要な事業
 - 2 前項各号の事業は、東京都において行う。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 東大和市内の医療機関で就業している医師のうち、本会の設立 趣旨に賛同した者
- (2) 準 会 員 正会員の管理下で就業している医師のうち、本会の設立趣旨に 替同した者
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち、正会員及び準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律(平成18年法律第48号)上の社員とする。
- 3 名誉会員は、総会に出席することができるが、議決権は有しない。

(会員の義務)

- 第6条 会員は、本会の目的を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。
 - 2 会員は、本会の事業活動に積極的に参加するものとし、本会の決定事項を遵守しなければならない。

(入 会)

- 第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。
 - 2 会長は前項によって理事会の承認を得た後は、本人にその旨を通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

- 第9条 本会の会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。
 - 2 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとする。
 - (1) 死亡又は東大和市内の医療機関に就業しなくなったとき
 - (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、督促に応じないとき
 - (3) 総社員が同意したとき
 - (4) 次条の規定により除名されたとき
 - (5) 医師でなくなったとき

(除 名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって、当該会員 を除名することができる。
 - (1) 本会の定款に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を 与えなければならない。

(会費等減免)

第11条 老齢又は特別の事情のある会員に対しては、総会の議を経て、会費等を減免することができる。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が既に納付した会費その他の拠出金品は、原則として返還しないものとする。

第4章 総 会

(構成)

- 第13条 総会は、すべての社員をもって構成する。
 - 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年 法律第48号)上の社員総会とする。

(権限)

- 第14条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 入会金及び会費の額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事(以下「役員」という。) の選任及び解任
 - (4)役員の報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の 利益及び退職手当をいう。以下同じ)の額並びに役員に対する報酬等の支 給基準
 - (5) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した 書類の承認
 - (6) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録 の承認
 - (7) 定款の変更
 - (8) 事業の全部又は一部の譲渡

- (9) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨 時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招 集する。
 - 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面 又は電磁的記録により、開催日の5日前までに通知を発しなければならない。
 - 3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席した社員の中から選任する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、社員1名につき各1個とする。

(決 議)

- 第19条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該 社員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって総社員の議決 権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4)解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の 決議を行わなければならない。
 - 4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
 - 5 理事会において、総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席しない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案 につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当 該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、 その手続を第16条第1項の理事会において定めるものとし、第17条から前条 までの規定は適用しない。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議事録には、会長、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名が 記名押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面又は記録した電磁的記録についても同様とし、第19条第4項に規定する委任状及び第19条第5項に規定する議決権行使書については、主たる事務所に3箇月間備え置かなければならない。

第5章 役 員

(役 員)

- 第22条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 理 事 9名以上12名以内
 - (2) 監事 2名
 - 2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事のうち1名又は2名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、副会長をもって同第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 役員は、総会の決議によって会員の中から選任する。
 - 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故ある とき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その 業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
 - 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び 財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時総会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時総会の終結の時までとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
 - 5 理事又は監事が第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、 任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監 事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第28条 役員には、総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に 従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
 - 2 前項の報酬等のほか、役員にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。
 - 3 第1項に規定する報酬等の支給基準については、役員の勤務形態に応じた報酬 等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、総会の 決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48

号)第114条第1項の規定により、任務を怠った事による理事又は監事(理事 又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会 の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(理事会)

- 第30条 本会に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
 - (4)総会の招集の決定

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
 - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書 面又は電磁的記録により、開催日の5日前までに通知を発しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第33条 理事会の議長は、会長とする。
 - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち互選により選定された者が理事会の議長となる。

(決 議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案 した場合において、理事(当該議決につき特別の利害関係を有する理事を除く。) の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき は、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がそ

- の提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事又は監事が、役員の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したとき は、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第24条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議事録には、会長及び監事が記名押印する。ただし、会長の変更を行う理事会 については、他の出席した理事も記名押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により、作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え 置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が 次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、 第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの 書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に

供するものとする。

- (1) 監查報告
- (2)役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要な ものを記載した書類
- 3 定款及び会員名簿を、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人 の住所については一般の閲覧に供しないものとする。
- 5 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残 額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、第42条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本会が公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決 議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し の日又は合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若し くは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第43条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5 条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公 告

(公告の方法)

- 第45条 本会の公告は、電子公告によって行う。
 - 2 やむを得ない理由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局その他

(事務局)

- 第46条 本会に事務局を置き、事務長の任免については理事会の承認を経て会長が行い、 その他の職員の任免については会長が行う。
 - 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(医道審議会)

- 第47条 本会に医道審議会を置く。
 - 2 医道審議会は、総会において会員の中から選任された5名の委員をもって構成する。
 - 3 医道審議会は、会員の義務と医師の倫理について審議し、総会に上程すること ができる。
 - 4 委員の任期については、第26条第1項の規定を準用する。
 - 5 委員は、本会の役員と相互に兼ねることができない。

(委員会)

- 第48条 本会に、会務の運営及び事業の遂行を補佐するため、理事会の決議により委員 会を置くことができる。
 - 2 前項の委員会の委員は、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。
 - 3 前項の委員には、費用規程に基づき費用を支払うことができる。
 - 4 第1項の委員会の運営規程は、理事会において定める。

(顧問)

- 第49条 本会に顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、総会もしくは理事会の諮問に応え、又は総会もしくは理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 4 顧問の任期は、第26条に規定する理事の任期の規定を準用する。
 - 5 顧問には、費用を弁償することができる。

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会 の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18 年法律第50号)第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日(以下「移行 日」という。)から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、次のとおりとする。

会 長 鎌田 康太郎

4 移行日前日における社団法人東大和市医師会定款第5条に規定する会員については、 移行日において本定款第5条に規定する正会員又は準会員の資格を取得する。

附 則 2

1 この定款は、平成25年3月22日一部改正し、施行する。